

産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令案及び産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見公募手続の結果について

令和4年8月26日  
経済産業省  
経済産業政策局  
産業組織課 産業創造課

「産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令案及び産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令の一部を改正する省令案」について、令和4年7月12日から同年8月10日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については別紙のとおりです。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>・意見内容</p> <p>バーチャルオンリー株主総会の質疑応答で質問が多く来た場合、「どのような基準で質問を選択するか」「質問の取捨選択が適正だったかをどうチェックするか」を、明記するべき</p> <p>・理由</p> <p>一般的なバーチャルオンリー株主総会では、質疑応答でどのような質問が来ているか、運営サイドのみが確認できる状況で取捨選択が行われるため、本来、取り上げるべき質問を取り上げなかったとしても、株主サイドが株主総会中にそれを知る手段はありません。運営サイドの性善説に頼った仕組みと言えます</p> <p>しかし、2022年6月17日に行われたZホールディングスの株主総会で、その性善説に頼った仕組みが裏切られる事態がありました。昨今、オークションサイトの高額転売が社会問題となっていることなどから、Zホールディングスが運営するヤフオクでの転売についての質問が4~5問もあったにもかかわらず、株主総会では取り上げなかったのです。</p> <p>これは同社が株主総会の2週間後に公開した、「Zホールディングス株式会社 第27回定時株主総会 株主様からのご質問について」という資料の中で判明したことです</p> <p><a href="https://www.z-holdings.co.jp/ja/ir/stock/agm/main/017/teaserItems1/0/linkList/06/link/jp2022QA.pdf">https://www.z-holdings.co.jp/ja/ir/stock/agm/main/017/teaserItems1/0/linkList/06/link/jp2022QA.pdf</a></p> <p>株主総会で説明義務がある目的事項に関する質問とは、決議事項に加えて、報告事項も含まれると一般的に解釈されています。ヤフオクは株主総会招集通知37ページの報告事項に記載されている事業内容です。</p> <p><a href="https://www.z-holdings.co.jp/ja/ir/stock/agm/main/017/teaserItems1/0/linkList/0/link/jp2022agm_notice.pdf">https://www.z-holdings.co.jp/ja/ir/stock/agm/main/017/teaserItems1/0/linkList/0/link/jp2022agm_notice.pdf</a></p> <p>報告事項に関わるヤフオク転売の質問が4?5問も来たのに取り上げなかったのに対して、報告事項に入っていないメタパースの質問は1問しかなかったのに取り上げるなど、取捨選択の基準があいまいです。これは「面倒な質問を恣意的に避けたのではないか」と言わざるを得ないと思います。</p> <p>後日、質問に回答してはいるのですが、当然、議決が終わった後なので、ヤフオクを担当する取締役選任議案の議決権行使の集計結果などは、回答内容を反映しない数字となっています</p> <p>同様のことはZホールディングス以外でも起こりうると思います。また、そもそもこれはZホールディングスが質問を後日に全公開するなど、情報公開に積極的だったために分かったことです。例えば、エイベックスのようにバーチャルオンリー株主総会に寄せられた質問の一覧を公開していない企業では、仮に恣意的な質問の取捨選択が行われていたとしても、それを知る手段はありません。</p> <p><a href="https://avex.com/jp/ja/ir/stock_bond/meeting/">https://avex.com/jp/ja/ir/stock_bond/meeting/</a></p>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

今夏、バーチャルオンリー株主総会を開催したのは全8社ということですが、コロナの拡大やネットの進歩などから、今後取り入れる企業はさらに増えていくと思われます。このままの仕組みで、バーチャルオンリー株主総会が広がってしまうのは正しいことなのでしょうか？

運営サイドは質問をフェアに選んでいることが示せるようなチェック体制を構築し、それを電子提供する資料の中でも明示すべきだと問題意識から、今回、意見を送らせていただきました。過去のパブリックコメントでは、「実施ガイドでは、質問を取り上げる際の考え方をあらかじめ運営ルールとして定め、招集通知等で株主に通知するといった取扱いを示しています」との回答がありましたが、現実論としてそこを明確に招集通知等で説明している企業はありませんでした

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-3.pdf>

正直、「パブリックコメントの趣旨からはズレているのでは」とは認識していますが、喫緊の課題であるため、こういう形で訴えることをご理解いただければ幸いです。

よろしく願いいたします。